

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第七翻刻・校注—内官（一）

田中良明（大東文化大学東洋研究所）

A Transliteration and Commentary of “Tian di rui xiang zhi （天地瑞祥志）” vol.7 Owned by the Institute for Research in Humanities, Kyoto University - “Nei guan (内官)” partI

Yoshiakira TANAKA

はじめに

本稿に翻刻・校注をする『天地瑞祥志』は、水口幹記氏（現藤女子大学）を代表とする天地瑞祥志研究会が二〇一一年秋より輪読会を行い、水口・田中両人による該書第一（条例目録）の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号（二〇一五年）及び九四号（二〇一六年）に掲載され以来、参加者によるいくつかの成果がある。最新の掲載情報は水口氏のリサーチマップ「天地瑞祥志校注について」⁽¹⁾を参照されたい。

唐の薩守真の『天地瑞祥志』全二十巻は、天文占を中心とする専門類書であり、中国側の資料には正史の目録類を初めとしてその書目は見られないが、日本では、『日本国見在書目録』に「天地瑞祥志廿」と著録され、平安時代には全二十巻が将来され、『日本三代実録』貞觀十八（八七六）年八月六日条を初出として、陰陽道関連文献を中心に利用され続けていたことが確認されている。該書についての詳細は、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口氏による「序」、及び名和敏光氏編『東アジア思想・文化の基層構造—術数と『天地瑞祥志』』（汲古書院、二〇一九年）を参照されたい。

該書第一「目録」に拠れば、第二の「天地像」より第十（暈・雲氣）までが、天象・日月・五星・二十八宿・中外官・流星・客星・彗星・雲氣といった、『晋書』天文志などにも扱われる内容を含んでいたと知れるが、該書はすでに約半数の九巻を残存するのみであり、天文占に関わる箇所は（第一「明分野」などを除いて）第七（内官冊六官・外官九十一官）のみとなつていて。本稿には、この内「内官冊六官」の翻刻・校注を載せる。なお、この翻刻・校注は田中が担当したが、この成果は研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

最後となるが、該書の翻刻を許可して下さった京都大学人文科学研究所と同研究所の武田時昌名誉教授に記して謝意を表す。

(一) https://researchmap.jp/read0078090/research_blogs (一一〇二年九月十五日確認)

(二) 本稿は、日本学術振興会科学的研究費・基盤研究（B）（一般）・課題番号20H01301「「5～12世紀の東アジアにおける〈術数文化〉の深化と変容」（代表水口幹記）の研究成果である。

『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に、01、02…と番号を付して①に記した。

一、底本は抄本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧＜＞に入れて示し、欠字は□で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「〔〕」「〔〕……」と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げる」とは繁雑の難があるため、抄本に頻見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「曰」、「弓」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異する場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧（）に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③の右旁に（一）（二）……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、引用個所に注釈が付いている場合、本文中に（1）（2）の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に涉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となつた文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、「天地瑞祥志」本文中の「守曰」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピューター処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

天地瑞祥志第七

○小篇目

01 ①

天地瑞祥志第七 〈内外官〉 撰

一 内官冊六官 〈附見五官〉

二 外官九十一官 〈附見二官〉

01 ②

天地瑞祥志第七 〈内外官〉 (撰)

一 内官冊六官 〈附見五官〉

二 外官九十一官 〈附見二官〉

01 ③

天地瑞祥志第七 〈内外官〉

一 内官冊六官 〈五官を附見す〉

二 外官九十一官 〈二官を附見す〉

01 ④

(二)『天地瑞祥志』と同時期の序文を有す『天文要録』も、「外官」に対して「内官」と言い、それよりも多少成立の早い『晉書』天文志・『隋書』天文志は「中(外)官」と言うが、「内官」の称は、恐らく隋の皇祖楊忠の避諱を存したものか。

(二) 本書第一、六目録は「九十官」に作る。

○一、内官冊六

【概要】 石氏・甘氏・巫咸の三家に属する内官星四十六官を記す。各星官の冒頭に、その属する各家の占辞を附し（石氏星官にのみ去極度を用いた座標を記す。なお、天樽のみ甘氏に属しながら、石氏の占辞が付されている。）、次いで諸家の占辞と、『宋書』や『晋書』の天文志の、若しくはそれに類似する占例を載せる。記載された星官は、石氏が十九官、甘氏が二十二官、巫咸が五官の計四十六官であり、「附見五官」が不詳。石氏星官の内、『開元占經』では独立した項目の立てられない五帝・屏・郎位・郎将・常陳の五官が「附見五官」である可能性も有るが、その場合、他に五官の記述を佚していることになる。本書第一条目録、六目録に拠れば、本巻の前巻に当たる第六に「内官九十八官（附見四官）」が記載されていたが、すでに散逸し、その内容は未詳であるため、本巻に本来記載されているべき星官が何であったかを推定することは困難であるが、本巻の星官の次序は、大概『晋書』天文志の記載に類似し、特定の石氏星官を中心に、その付近の甘氏・巫咸の星官をまとめて記載するため、その大枠に従えば、本巻冒頭に石氏内官「五車」の記事が欠落している可能性を指摘することも可能である。

01①

厲石〔力逝反時亦反〕 甘徳曰五星在五車北砥刃百工悴治黃帝書曰熒舍廿日諸侯開庫發兵鄱萌曰熒入石邊平兵起
「二」「力」に作る。

01②

厲石〔力逝反。時亦反。〕 甘徳曰、「五星。在五車北。砥刃、百工悴治。」黃帝書曰、「熒舍廿日、諸侯開庫發兵。」鄱萌曰、「熒入石、邊平兵起。」

01③

厲石〔力逝の反。時亦の反。〕 甘徳曰く、「三五星。五車の北に在り。刃を砥ぎ、百工治を悴ふ。」と。『黃帝書』に曰く、「四熒舍すること廿日なれば、諸侯庫を開き兵を發す。」と。鄱萌曰く、「熒五せき石に入れば、邊平げらるも兵起こる。」と。

01④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十二「部

厲、力遊反。（神宮文庫藏本玉篇零本は「力逝反。」に作る。）

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十二石部

石、時亦反。

(三) 『三家簿讚』（若杉家本石氏簿讚、以下同）

厲石、四星、在五車西。礪石砥刃、百工卒治。

『天文要錄』甘内宮占第四十八、厲石六十五

齊甘德曰、「厲石五星在五車西。」陳卓曰、「在天軍南三尺所。厲石砥刃、百攻卒治。主利兵武甲也。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、礪星占六十四

甘氏曰、「礪石四星在五車西。」甘氏讚曰、「礪石砥刃、百工淬治。」

『隋書』卷十四、天文志上、經星中宮（晉志不載）

五車……。西五星曰厲石。金若客星守之、兵動。

（四）（五）『天文要錄』甘內宮占第四十八、厲石六十五

郗萌曰、「歲星・熒惑入守厲石、將軍爭地、邊軍誅其國。期一年。」黃帝曰、「熒惑失度舍居厲石經二旬、諸侯開庫、兵起、勇士謀外。不出一年。」

『開元占經』卷三十七、熒惑占八、熒惑犯甘氏中官二、熒惑犯礪石十七

郗萌曰、「熒惑入礪石、邊卒兵起。」黃帝占曰、「熒惑舍礪石二十日、諸侯開庫發兵。」

02①

八穀（拜黠反古祿反）甘德曰八星在五車北土官平衡聚集王都□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□漢史曰穀主候歲八穀一星已一穀不成也

「二」「亡」に作る。

02②

八穀（拜黠反。古祿反。）甘德曰、「八星。在五車北。土官。平衡、聚集王都。」漢史曰、「穀主候歲。八穀一星亡、一穀不成也。」

02③

八穀
（拜黠の反。古祿の反。）
甘德曰く、「八星。五車の北に在り。土官なり。平衡なれば、王都に聚集せらる。」と。漢史曰く、「穀は候歲を主

る。八穀の一星亡すれば、一穀成らざるなり。」と。

02④

（一）『篆隸萬象名義』卷第三十八部

八、鄙憂反。（目録は「八、鄙憂反。」に作る。）

※廣韻は、八・黠・戛、俱に入十四黠。

（二）『篆隸萬象名義』卷第十五黍部

穀、古祿反。

（三）『三家簿讚』

八聲、八星、在五車北。（八聲平量、聚集王都。）

『天文要錄』甘內宮占第四十八、八穀六十六

東靈紀曰、「八穀主君德行。平爲土官也。」齊甘德曰、「八穀八星、在五車北。八穀平量、聚集王都。主候歲、實得也。」
 『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、八穀星占六十五
 甘氏曰、「八穀八星在五車北。八穀謂稻・黍・稷・大麥・小麥・大荳・小荳・麻子也。」巫咸曰、「八穀星主土官也。」……。甘氏讚曰、「八穀平衡、聚集王都。」（謂穀粟皆歸集於王都也）。」

（四）『天文要錄』甘內宮占第四十八、八穀六十六

齊甘德曰、

「八穀八星、在五車北。八穀平量、聚集王都。主候歲、實得也。」……。

卑竈曰、

「八穀具不見、天下五穀不熟。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、八穀星占六十五
 郁萌曰、「八穀主候歲。」石氏曰、「八穀一星不具、則一穀不成。三星已上不具、以食爲害。」

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志同文）
 五車……。北八星曰八穀、主候歲。八穀一星亡、一穀不登。

03①

天關〈胡環反〉石氏曰一星在五車南參在足北（入觜初去極七十三度半）天關一星道所從水官昴畢之間爲天街故曰天關也主邊事主開閑芒用有兵□□□□晋穆帝永和元年正月，犯天關占曰有亂臣更天子之法。安帝隆安四年七月，犯天關占曰王者憂七月太后李氏崩。義熙八年十月，犯天關占曰有兵是年十二月朱齡石滅蜀之。〈郗萌曰天門也七耀不出其中行者必有一國之王不朝者一日有主不□□道者其年有兵五星守爲地氣池貴人多死也。〉□□石氏曰木火水有守天關皆爲臣謀主歲水民飢有自賣者。〔晋康帝建元二年歲星犯天關占曰關梁當澁比來江東無他故江道亦不艱難而石季龍頻年再閉關不通信使也。〕〈郗萌曰熒惑出入必有逆兵火逆守天關兵大起。野也守大必有一國之主不朝守廿日若冊日天下大赦墳星守王者壅蔽信不建。義熙七年六月墳星犯天關占曰臣謀主其七月未齡石尅蜀又反後年討滅也。黃帝書曰太白守關大臣反含大守兵六十日大赦。〉

「二」「李」に作る。「二」「舍」に作る。

03②

天關〈胡環反〉石氏曰、「二星。在五車南。參左足北。入觜初、去極七十三度半。」天關一星、道所從。水官。昴・畢之間爲天街。故曰天關也。主邊事。主開閑。芒・角有兵。」晉穆帝永和元年正月、月犯天關。占曰、「有亂臣更天子之法。」安帝隆安四年七月、月犯天關。占曰、「王者憂。」七月、太后李氏崩。義熙八年十月、月犯天關。占曰、「有兵。」是年十二月、朱齡石滅蜀之。〈郗萌曰、「天門也。七耀不出其中行者必有一國之王不朝者。一曰、有主不道。」道者、其年有兵。五星守爲地氣池、貴人多死也。〉石氏曰、「木・火・水有守天關、皆爲臣謀。主歲水、民飢、有自賣者。」晉康帝建元二年、歲星犯天關。占曰、「關梁當澁。比來江東無他故、江道亦不艱難、而石季龍頻年再閉關不通信使也。」〈郗萌曰、「熒惑出入必有逆兵。火逆守天關、兵大起。起野也。守大、必有一國之主不朝。守廿日、若冊日、天下大赦。墳星守、王者壅蔽、信不建。」義熙七年六月、墳星犯天關。占曰、「臣謀主。」其七月、朱齡石尅蜀。蜀又反、後年討滅也。〔黃帝書〕曰、「太白守關、大臣反。含大守兵。六十日、大赦。」

03③

天關（胡環の反。）石氏曰く、「一星。五車の南・參の左足の北に在り。」^(二)《觜》の初に入り、極を去ること七十三度半。^(四)天關一星、道の從ふ所なり。^(三)水官なり。昴・畢の間を天街と爲す。故に天關と曰ふなり。^(五)邊事を主る。開閉を主る。芒・角あれば兵有り。^(六)晉の穆帝永和元年正月、月天關を犯す。占に曰く、「亂臣天子の法を更むる有り。」と。^(九)安帝隆安四年七月、月天關を犯す。占に曰く、「王者憂ふ。」と。七月、太后李氏崩ず。^(十)義熙八年十月、月天關を奄す。占に曰く、「兵有り。」と。是の年の十二月、朱齡石蜀を滅す、之なり。^(十一)鄱萌曰く、「天門なり。七耀其の中行に出でざれば、必ず一國の王の朝せざる者有り。」^(十二)に曰く、「主の不道なる有り。」^(十三)□道なれば、其の年に兵有り。五星守するを地氣泄ると爲し、貴人多く死するなり。」と。^(十四)石氏曰く、「木・火・水に天關を守する有れば、皆臣謀ると爲す。歲水を主り、民飢ゑ、自ら賣る者有り。」と。^(十五)晉の康帝建元二年、歲星天關を犯す。占に曰く、「關梁當に澀るべし。」と。^(十六)比來江東に他故無く、江道も亦た艱難ならざるに、而るに石季龍頻年再び關を閉ぢ信使を通ぜざるなり。」と。^(十七)鄱萌曰く、「熒惑出入すれば、必ず逆兵有り。火天關を逆守すれば、兵大いに起くる。野に起くるなり。守すること大なれば、必ず一國の主の朝せざる有り。守すること廿日、若しくは卅日なれば、天下大赦あり。」^(十八)填星守すれば、王者壅蔽せられ、信建たず。」と。^(十九)義熙七年六月、填星天關を犯す。占に曰く、「臣主を謀る。」と。其の七月、朱齡石蜀を尅つ。蜀又反するも、後年討滅するなり。^(二十)黃帝書に曰く、「太白關を守すれば、大臣反す。舍すること大なれば、兵を守る。六十日なれば、大赦あり。」と。

03④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十一門部

關、古環反

(二) (三) (四) 『三家簿讚』

天關、一星，在五車南·參左足北。〈天關一星、道所從。〉

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

天關一星，在五車南。亦曰天門。日月之所行也。主邊事。主關閉。芒・角有兵。五星守之。貴人多死。

『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、天關占三十八

石氏曰、「天關星在五車南·參西北。」^(二)入觜初度、去極七十三度半。在黃道外二度太。^(三)……石氏讚曰、「天關一星、道所從。」

(五) 未詳。「水官」の性質を有す星官は多々有るが、天關付近のものとして以下のものが挙げられ、いづれも巫咸の占辞である。^(四)『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、五車星占三十七に、「巫咸曰、五車、天子五兵。水官。」と有り、同南北河戌占三十九に「巫咸曰、南北戌北門、水官也。」と有り、同卷六十八、石氏外官、玉井星占二十一に「巫咸曰、玉井、水官。」と有り、同卷六十九、甘氏中官占五、天街星占七十五に「巫咸曰、天街、水官也。」と有る。

(六) 『史記』卷二十七、天官書

昴・畢間爲天街。

※天關は昴・畢の東に在るため、「故に」と言う。

(七) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

天關一星，在五車南。亦曰天門。日月之所行也。主邊事。主關閉。芒・角有兵。五星守之，貴人多死。

『天文要錄』石内宮占四十一、天關四十

石申曰、「天關芒・角、其國有兵。氣先舉、兵勝。後、負、呑血。」

『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、天關占三十八

石氏曰、「天關星芒・角、有兵。」

（八）『宋書』卷二十四、天文志二（晉志略同文）

晉穆帝永和元年正月……。戊寅、月犯天關。占曰、「有亂臣更天子之法。」……。是年初、庾翼在襄陽。七月、翼疾將終、輒以子爰之爲荊州刺史、代已任、爰之尋被廢。明年、桓溫又輒率衆伐蜀、執李勢、送至京都。

（九）『宋書』卷二十五、天文志三（晉志略同文）

隆安四年……。七月……。丁卯、月犯天關。占曰、「王者憂。」……。四年……。七月、太皇太后李氏崩。

（十）『宋書』卷二十五、天文志三（晉志略同文）なるも「伐蜀」を「滅蜀」に作る。

義熙八年……。十月辛亥、月奄天關。占曰、「有兵。」……。十二月、朱齡石伐蜀。九年七月、朱齡石滅蜀。

（十一）『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

天關一星，在五車南。亦曰天門。日月之所行也。主邊事。主關閉。芒・角有兵。五星守之，貴人多死。

『天文要錄』石内宮占四十一、天關四十

郗萌曰、「月不出其中行者、必一國之主不朝者。」一曰、「有言不道者。」五星不出其中、臣有不道者。日月五星行不從天關、不出其年、有兵。」

……。郗萌曰、「五星有守天關者、貴人多死。」

『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、天關占三十八

郗萌曰、「天關、天門也。在黃道中。日月不出其中行、必有一國之主不朝者。」一曰、「主不道者。」五星不出其中、臣必有不道者。」黃帝占曰、「日

月五星不出天關中者、必有叛臣不從君命。」若主不道、臣謀君。有兵起。」

同卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯天關三十七

郗萌曰、「星守天關、爲貴人多死。」

同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯天關三十八

郗萌曰、「太白守天關、大臣反。」一曰、「爲地氣泄、貴人多死。」

（十二）『天文要錄』石内宮占四十一、天關四十

石申曰、「歲星・熒惑守天關、臣謀。其守、多水、民飢、有自賣者。」

『開元占經』卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯天關三十七

石氏曰、「歲星守天關、歲水、民饑、有自賣者。」

(十三)『宋書』卷二十四、天文志二(晉志略同文なるも「二年」「當分」に作る。)

建元元年、歲星犯天關。安西將軍庾翼與兄冰書曰、「歲星犯天關、占云『關梁當澁』。比來江東無他故、江道亦不艱難。而石虎頻年再閉關、不通信使。此復是天公憤憤、無早白之徵也。」

(十四)『開元占經』卷三十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官上、熒惑犯天關三十八

海中占曰、「熒惑出入天關左右、必有置立關塞之事。一曰、必有逆兵・不順者。」……。(郗萌)又占曰、「熒惑守天關二十日、若四十日、天下大赦。」又占曰、「熒惑守天關、必有一國之王不朝者。車有急行。」……。帝覽嬉曰、「熒惑逆行守天關、車騎有急行、兵大起、士卒滿野。期九十日。」

(十五)『天文要錄』石內宮占四十一、天關四十

郗萌曰、「填星守天關、王者壅蔽、信不違。」

『開元占經』卷四十三、填星占六、填星犯石氏中官三十六

巫咸曰、「填星守天關、王者壅蔽、信使不達。若關梁不通。」

(十六)『宋書』卷二十五、天文志三(晉志略同文なるも「民尋」の二字無く、「又討」の「又」字無し。)

義熙七年……。六月……。己亥、填星犯天關。占曰、「臣謀主。」……。七月、朱齡石剋蜀、蜀民尋又反、又討滅之。

(十七)『天文要錄』石內宮占四十一、天關四十

郗萌曰、「熒惑・太白相從守天關、經六十日、天下大赦。」

『開元占經』卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯天關三十八

郗萌曰、「太白守天關、大臣反。一曰、爲地氣泄、貴人多死。」

04①

坐旗(徐果反渠眉反)甘德曰九星在惟西北表德藏不異殊

04②

坐旗(徐果反、渠眉反)甘德曰「九星。在怪西北。表德藏、別異殊。」

04③

坐旗(徐果の反、渠眉の反)甘德曰「九星。怪の西北に在り。德の藏せらるを表し、異殊を別つ。」と。

04④

(一)『篆隸萬象名義』卷第四土部

坐、徐果反。

(二)『篆隸萬象名義』卷第十七臥部

旗、渠基反。

（三）『三家簿讃』

坐旗、九星、在司怪西北。〈坐旗、旗表、別異殊居。〉

『天文要錄』甘內宮占第四十八、坐旗六十三

齊甘德曰、「坐旗、九星、在司怪西北、坐旗々表、別暴別居。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、座旗星占六十二

甘氏曰、「座旗九星在司怪東北。」甘氏讚曰、「座旗旗表、別異殊居。〈以旗表、則君臣之安位也。〉」

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

司怪西北九星曰坐旗。君臣設位之表也。

05 ①

司恠「古拜反」甘德曰四星在諸王西司恠誥咎國禍殃晋志曰主候天地日月星辰變異反鳥獸草木之妖明主聞灾脩德保福「二」^{〔二〕}「國」の下に挿入符「○」を附し、その右旁に「無」の書き入れ有り。

05 ②

司怪「古拜反。」甘德曰、「四星。在諸王西。司怪誥咎、國無禍殃。」『晉志』曰、「主候天地・日月・星辰變異及鳥獸・草木之妖。明主聞灾、脩德保福。」

05 ③

司怪「古拜の反。」甘德曰く、「四星。諸王の西に在り。司怪咎を誥ぐれば、國に禍殃無し。」と。『晉志』に曰く、「天地・日月・星辰の變異及び鳥獸・草木の妖を候ふを主る。明主灾を聞かば、德を脩め福を保んず。」と。

05 ④

（二）『篆隸萬象名義』卷第八心部

怪、古壞反。

（三）『三家簿�赞』

司怪、四星、在井鉢前。〈司怪誥咎、各國無災殃。〉

『天文要錄』甘內宮占第四十八、司恠六十二

齊甘德曰、「司怪、四星、在鉢前。」陳卓曰、「在王星西。司怪誥、各國無咎殃。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、司怪星占六十一

甘氏曰、「司怪、四星、在鉢前。司怪主占候灾祥者也。」……。甘氏讚曰、「司怪誥咎、國無災殃。」

（二）『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

東井・鉢前四星曰司怪。主候天地・日月・星辰變異及鳥獸・草木之妖。明主聞災、修德保福也。

06 ① 諸王〈之舒反往方反〉甘德曰六星在五車南察諸侯存亡□鄱萌曰主朝會也熒惑入主以妃黨徒恣為下□謀以南吳楚北燕趙東齊宋西秦晉

06 ② 諸王〈之舒反。往方反。〉甘德曰、「六星。在五車南。察諸侯存亡。」鄱萌曰、「主朝會也。」熒惑入、主以妃黨徒恣、為下所謀。以南吳・楚、北燕・趙、東齊・宋、西秦・晉。

06 ③

06 ④ 諸王〈之舒の反。往方の反。〉甘德曰く、「六星。五車の南に在り。諸侯の存亡」を察す。と。鄱萌曰く、「朝^(四)會を主るなり。」と。熒惑入れば、主妃黨の徒の恣にするを以て、下の謀る所と爲る。^(五)南を以て吳・楚、北をば燕・趙、東をば齊・宋、西をば秦・晉とす。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第九言部

諸、至餘反。

*廣韻は、諸・舒・餘・俱に上平九魚。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二王部

王、禹方反。(篇目は「宇方反」に作る。)

(三) 『三家簿讚』第十三紙

諸王、六星、在五車南。〈諸王、督察諸侯存亡。〉

『天文要錄』甘內宮占第四十八、諸王六一

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、諸王星占六十
齊甘氏曰、「諸王、六星、在五車東南。王星督察諸侯存亡。主葛消謀。」

甘氏曰、「諸王六星在五車南。」……。甘氏讚曰、「王星督察諸侯存亡。」
『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志略同文)

五車南六星曰諸王。察諸侯存亡。)

(四) 『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、諸王星占六十

鄱萌曰、「諸王主朝會。」

(五) 『天文要錄』甘內宮占第四十八、諸王六一

七曜內紀曰、「熒惑・填星入守王星、女黨作悖、刀謀天子、宮中不安。五陳之府命不平。」

『開元占經』卷二十七、熒惑占八、熒惑犯甘氏中官二、熒惑犯諸王十五

春秋緯曰、「熒惑入諸王星、主以妃黨縱恣、爲天下所謀。」

(六) 『開元占經』卷九十九、彗星占下、彗星犯甘氏中官三、彗星犯諸王七

春秋緯曰、「彗星出諸王星、諸侯繼王皇。以南吳・楚、北燕・趙、東齊・宋、西秦・晉。」

07 ①

南北河 〈加多反平〉石氏曰南河北河各三星夾東井南河中央星入井十七度去極八十度也。晋志曰天之關門主關梁也。南河曰南戎。一曰南宮。一曰陽門。一曰越門。一曰權星。主火。北河。一曰北戍。一曰北宮。一曰陰門。一曰胡門。一曰衝星。主水。兩戌間、七曜之間若留兵起道不通。胡王死。巫咸曰：「火守若北河西星人相食。守南河間大國君重不吉。子守北河大國重不吉。女火舍北河間若留兵起道不通。卅日有女喪。舍雨間廿日。關河不渡。諸侯不通。蝕南河之西星。北河之東星皆有兵。蝕南之東天下爲戰也。」黃帝占曰：「填星守北河東星致德。」鄱萌曰：「守南北河有土功。守北河西星五穀无實。又有令守南河賜祿之。」黃帝占曰：「太白守陰門不出百日。天下兵起。留北河下卅日有自來王將人民來留過卅日四夷大亂。」晋志曰：「太白犯南河。占曰：「兵起。」鄱萌曰：「南河卅日國有男喪。金火卅日舍北河有女喪。」

07 ②

南北河 〈加多反平。〉石氏曰、「南河・北河、各三星。夾東井。南河中央星、入井十七度、去極八十度也。」『晉志』曰、「天之關門。主關梁也。」南河曰南戎。一曰南宮。一曰陽門。一曰越門。一曰權星。主火。北河。一曰北戍。一曰北宮。一曰陰門。一曰胡門。一曰衝星。主水。兩戌間、七曜之間若留兵起道不通。胡王死。巫咸曰：「火守若北河西星人相食。守南河間大國君重不吉。子守北河大國重不吉。女火舍北河間若留兵起道不通。卅日有女喪。舍雨間廿日。關河不渡。諸侯不通。蝕南河之西星。北河之東星皆有兵。蝕南之東天下爲戰也。」黃帝占曰：「填星守北河東星致德。」鄱萌曰：「守南北河有土功。守北河西星五穀无實。又有令守南河賜祿之。」黃帝占曰：「太白守陰門不出百日天下兵起。留北河下卅日有自來王將人民來留過卅日四夷大亂。」『晉志』曰：「太白犯南河。占曰：「兵起。」鄱萌曰：「南河卅日國有男喪。金火卅日舍北河有女喪。」

07 ③

南北河 〈加多の反、平。〉石氏曰、「南河・北河、各三星。東井を夾む。南河の中央星、井の十七度に入り、極を去ること八十度なり。」と。『晉志』に曰く、「天の闕門なり。關梁を主るなり。南河を南戎と曰ふ。一に南宮と曰ひ、一に陽門と曰ひ、一に越門と曰ひ、一に權星と曰ひ、火を主る。北河は、一に北戍と曰ひ、一に北宮と曰ひ、一に陰門と曰ひ、一に胡門・衝星と曰ひ、水を主る。兩戌の間は、七曜の常道なり。河戌動搖すれば、中國の兵起こる。」と。『黃帝書』に曰く、「南北の戌星具はらざれば、道通ぜず。一に曰く、大水あり。」と。月南戌の間を行けば、百姓に温疾あり、四方兵を起こす。月北河の北を行けば、兵・水竝び起こり、女子の喪乃ち始まる。南河の南を行けば、兵・旱竝び起こり、男子の喪

乃ち始まる。^(五)南河の中を行き、若し留せば、喪・旱有り。北河の間を行き、若し留せば、兵起こり、道通ぜず、胡王死す。巫咸曰く、「火守すること、若し北河の西星なれば、人相食ふ。南河の間に守せば、大國の君不吉の子を重んず。北河に守せば、大國不吉の女を重んず。火北河の間に舍し、若し留せば、兵起こり、道通ぜず。」^(六)卅日なれば女喪有り。兩間に舍すること廿日なれば、關河渡らず、諸侯通ぜず。南河の西星・北河の東星を蝕せば、皆兵有り。南の東を蝕せば、天下戰を爲すなり。」と。『黃帝占』に曰く、「墳星北河の東星に守せば、德を致す。」と。鄱萌曰く、「南北^(七)の河に守せば、土功有り。北河の西星に守せば、五穀に實无し。又令有り。南河を守せば、祿を賜ふなり。」と。『黃帝占』に曰く、「太白^(八)陰門に守せば、百日を出でずして、天下の兵起こる。北河の下に留まること卅日なれば、自ら來る有り、王は人民を將て來る。留すること卅日を過ぐれば、四夷大いに亂る。」と。『晉志』に曰く、「太白^(九)南河を犯す。占に曰く、「兵起こる。」と。鄱萌曰く、「南河、卅日なれば、國に男喪有り。金・火卅日北河に舍すれば、女喪有るなり。」と。

07④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十九水部

河、戸多・賀柯反。

(三) 『三家簿讀』

南河・北河、六星、夾東井。〈南河・北河六星、知逆邪。〉

『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

魏石申曰、「南河・北河、六星、夾東井。南河・北河主知逆耶。」

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志略同文)

南河・北河、各三星、夾東井。

『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、南北河戌占三十九

石氏曰、「南河・北河六星、夾東井。」〈東河中央、入井十七度、少去極八十度。在黃道外十四度。〉

(三) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮

南河・北河、各三星、夾東井。

一曰天高、天之關門也。主關梁。南河曰南戌、一曰南宮、一曰陽門、一曰越門、一曰權星、主火。北河曰北戌、

(四) 『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

一曰北宮、一曰陰門、一曰胡門、一曰衡星、主水。兩河戌間、日月五星之常道也。河戌動搖、中國兵起。南河南三星曰闕丘、主宮門外象魏也。

『開元占經』卷六十六、石氏中官中二、南北河戌占三十九

石氏曰、「南北河星不具、道不通。一曰、大水。」

(五) 『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

甘氏曰、「月行南戒中、四方兵起、有喪。若旱。百姓多病。」公連曰、「月行南門之南、兵・旱並起、男子有喪。」……方朔曰、「月行北河之

北、兵・水竝起、女子有喪。」

『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

石氏曰、「月行南河成中、四方兵起、有喪。若大旱、百姓數病。」帝覽嬉曰、「月行南河之南、兵・旱竝起、男子喪乃始。」……。帝覽嬉曰、「月行北河之北、兵・水竝起、女子喪乃始。」

（六）『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

黃帝曰、「五星行南河戒中、留・守、大旱、有喪。」公連曰、「五星出入、留北河戒中、外臣兵起、絕道。」紫辨曰、「五星出北河戒北乘、胡王死、有女喪。」

『開元占經』卷二十六、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯南河北河成三十八

「黃帝占」曰、「歲星若留止守南河成、爲百姓疾病。一曰、爲旱。歲星行南河成中、若留止南河成、皆爲喪。歲星出北河、若乘北河成、爲女喪。」……。「黃帝占」曰、「歲星出北河成間、若留守北、若居南成間、若守兩間、爲天下有難起、道不通。」

『開元占經』卷三十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官上、熒惑犯南北河成三十九

「黃帝占」曰、「熒惑行南河成中、若留止守南河成、爲旱。」……。「黃帝占」曰、「熒惑留止守北河成、不出百日、天下兵悉起。」

同卷四十三、填星占六、填星犯石氏中官、填星犯南北河三十七

「黃帝占」曰、「填星行南河成中、若留止守之、爲旱。一曰、爲有疾在民。」郗萌曰、「填星行南河成中、若留止守之、爲有喪。」……。「黃帝占」曰、「填星出北河戌間、若留守北戌、若居南河成間、若守南成、爲天下有難起、道路不通。」

同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯南北河三十九

「黃帝占」曰、「太白乘北河成、若出北河北、皆爲胡土死。」……。「玄冥占」曰、「太白守北河成、胡夷兵動。若守之、三十日不下、胡人敗。若胡主死、天下大水、人民飢。期不出年、若二年。」

同卷五十八、辰星占六、辰星犯石氏中官、辰星犯南北河三十七

石氏曰、「守南河、蠻夷兵起、邊戍有憂。若有旱災、人民饑。」又曰、「留守南成中、方兵起。」「黃帝占」曰、「辰星出北河成間、若留守北戌、若居南戌間、若守兩戌間、爲天下有難起、道不通。」

（七）『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

公連曰、「熒惑舍居南北戒、諸侯之國不通、天下諸川皆溢、中隔不通。」……。紫辨曰、「熒惑蝕登南河戒之東星、天下州戰。」……。甘氏曰、「熒惑留宿北河戒、不出百日、兵盡起大、大國女后有喪、民人相食、多水、五穀無實。」

『開元占經』卷三十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官上、熒惑犯南北河成三十九

「熒惑留宿南河戒、大國君重不吉子代。」……。郗萌曰、「熒惑舍北河成三十日有女喪。」……。郗萌曰、「熒惑守輿鬼逆行守北河有女子喪。」又占曰、「熒惑舍兩河中留二十日、關河不渡、諸侯不通。」

（八）『天文要錄』石内宮占四十一、南河北河四十一

郗萌曰、「墳星守南河戒、賜爵祿、不出六十日、大赦、五穀無實、宮女多飢、賣衣服。」

『開元占經』卷四十三、墳星占六、墳星犯石氏中官、墳星犯南北河三十七

(九) 『天文要錄』石內宮占四十一、南河北河四十一
郗萌曰、……。又占曰、「墳星守南北河戌賜爵祿。不出六十日、有赦。一曰、有土功事。」

『開元占經』卷四十三、墳星占六、墳星犯石氏中官、墳星犯南北河三十七
郗萌曰、「太白入天高成鈞已」……。若太白守南河戒中、天下兵盡起、不出百日。……。石申曰、「太白留臺北河戒、經三旬、必有蕃國王來。若經六十日留、四戒來、內亂。若守陰門留、天下兵起、大將軍與諸侯相攻擊、道不通。」

『開元占經』同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯南北河三十九
黃帝占曰、「太白乘北河戌、若出北河北、皆爲胡王死。若留北河戌下、三十日必有自來、主將其民降中國。其留過三十日、四夷大亂。」……。

黃帝占曰、「太白留守陰門、不出百日、天下兵悉起。」

(十) 『晉書』卷十三、志第三、天文下、月五星犯列舍

(義熙) 九年二月、熒惑入輿鬼。占曰、「有兵喪。」太白犯南河。占曰、「兵起。」……。時劉裕擅命、兵革不休。

(十一) 『天文要錄』石內宮占四十一、南河北河四十一
黃帝曰、「熒惑舍南河戒、其國有男喪、民飢。」……。公連曰、「太白舍居北河戒、經三旬、有女喪。中國兵所向者大勝。」

『開元占經』卷三十四、熒惑占五、熒惑犯南方七宿、熒惑犯輿鬼二
郗萌曰、「熒惑舍輿鬼中、十餘日出輿鬼、又舍南河二十日、三十日因南行、國有小男喪。……。熒惑舍輿鬼中央、十餘日出輿鬼、又舍北河二十

日、三十日北行、邦有小女喪。」

同卷三十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官上、熒惑犯南北河戌三十九
『黃帝占』曰、……。又占曰、「熒惑舍南河戌、二十日、若三十日、國有男喪。」……。郗萌曰、「熒惑舍北河戌、三十日、有女喪。」

同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯南北河三十九
郗萌曰、「太白舍河戌三十日、國有男喪。」……。郗萌曰、「太白舍北河戌、三十日、有女喪。」

08 ①

天高（古豪反）甘氏曰四星在坐旗西畢□晋志曰臺榭之高主遠望氣象也□黃帝占曰月乘外臣有謀者郗萌曰歲星守天下赦若逆行其君齊戒不謹熒惑逆行必有□國一曰有去王又有破軍死將火入光軍起後有合留有煞之黃帝占曰太白以四月從東方來入留卅日民受賜留五十日兵起宮辰星當入不入与太白月舍入有奇令也明日太白入成鈞已天下有憂

08 ②

天高（古豪反）。甘氏曰、「四星。在坐旗西、近畢。」『晉志』曰、「臺榭之高。主遠望氣象也。」『黃帝占』曰、「月乘、外臣有謀者。」郗萌曰、「歲星守、天下赦。若逆行、其君齊戒不謹。熒惑逆行、必有亡國。一曰、「有去王。」又、有破軍死將。火入光、軍起。後有合留、有殺之。」『黃帝占』曰、

「太白以四月從東方來入、留卅日、民受賜。留五十日、兵起宮。辰星當入不入、與太白・月舍入、有奇令也。明日、太白入成鈞巳、天下有憂。」
08③

天高古豪の反。。甘氏曰く、「四星。坐旗の西に在り、畢に近し。」と。『晉志』に曰く、「臺樹の高きなり。氣象を遠望するを主る。」と。『黃帝占』に曰く、「月乘すれば、外臣に謀る者有り。」と。鄱萌曰く、「歲星五守せば、天下赦あり。若し逆行すれば、其の君齊戒するに謹まず。熒惑逆行すれば、必ず國を亡ぼす有り。」に曰く、「王のぞ去く有り。」と。又、軍を破り將を死せしむ有り。火入りて光けば、軍起くる。後に合・留すること有れば、之を殺す有り。」と。『黃帝占』に曰く、「太白四月を以て東方從り來り入り、留すること卅日なれば、民賜を受く。留すること五十日なれば、兵宮に起くる。辰星當に入るべくして入らず、太白・月と舍し入れば、奇令有るなり。明日、太白入りて鈞巳を成せば、天下に憂有り。」と。

08④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十二高部

高、古豪反。

(三) 『三家簿讚』

天高、四星、在坐旗西南・近畢。〔天高〕遠、九層望樓。〔三〕

『天文要錄』甘內宮占第四十八、天高六十四

『甘德』曰、「天高、四星、四星，在坐旗西北、近畢。天高看遠、九層望樓。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、天高星占六十三

『晉書』卷十一、天文志上、中宮

坐旗西四星、曰天高、臺樹之高。主遠望氣象。

(四) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

帝覽嬉曰、「月乘天高、將死、外臣有誅者。」

(五) 『開元占經』卷二十九、歲星占七、歲星犯甘氏外官二、歲星犯天高六

黃帝占曰、「歲星逆行天高、其君齋戒不謹。」一曰、「守天高、赦。」

『開元占經』卷三十七、熒惑占八、熒惑犯甘氏中官二、熒惑犯天高十六

鄱萌曰、「熒惑逆行天高中、必有破軍、死將、亡國、去王。」

(六) 『開元占經』卷五十二、太白占八、太白犯甘氏中官二、太白犯天高八

黃帝曰、「太白以四月從東方來入天高、留三十日、民受賜。留五十日、兵起宮中。」鄱萌曰、「太白入天高、成勾已、天下有憂。」太白舍天高中、有奇令。」

『開元占經』卷五十九、辰星占七、辰星犯甘氏中官二、辰星犯天高四

鄱萌曰、「辰星舍入天高、有奇令。」

09①

五諸侯（至舒反胡溝反）石氏曰五星在井北近北河西星入井二度去極五十七也土官之。□晋志曰主刺舉戒不虞亦曰主帝心一曰帝師友三公博士太史此五者常為帝定疑議星明大潤澤則天下大治角則禍在中也東端一星齊西端一星秦其餘星皆為國諸侯微細者凶□鄱萌曰不明若不見天下貴人有謀其王者不出三年發之□月犯諸侯々々受誅□□巫咸曰五星出入期卅日兵起□□石氏曰熒惑守諸侯々々有誅太白守兵官亂□□晋志曰太白犯五諸侯々々有誅

09②

五諸侯（至舒反。胡溝反。）石氏曰、「五星。在井北・近北河。西星、入井二度、去極五十七也。」土官之。『晉志』曰、「主刺舉、戒不虞。」亦曰、「主帝心。」一曰、帝師・友・三公・博士・太史。此五者常為帝定疑議。星明大潤澤、則天下大治。角、則禍在中也。東端一星齊、西端一星秦、其餘星皆為國・諸侯。微細者凶。」鄱萌曰「不明若不見、天下貴人有謀其王者、不出三年發之。」月犯諸侯、諸侯受誅。巫咸曰、「五星出入、期卅日、兵起。」石氏曰、「熒惑守諸侯、諸侯有誅。太白守、兵・官亂。」『晉志』曰、「太白犯五諸侯、諸侯有誅。」

09③

五諸侯（至舒の反。胡溝の反。）石氏曰く、「五星。井の北に在り、北河に近し。西星、井の二度に入り、極を去ること五十七なり。土官なり。」と。『晉志』に曰く、「刺舉を主り、不虞を戒む。」と。亦た曰く、「帝心を主る。」に曰く、「帝の師・友・三公・博士・太史、此の五者は常に帝の爲に疑議を定む、と。星明らかに大いに潤澤あれば、則ち天下大いに治まる。角あれば、則ち禍中に在るなり。」と。東端の一星は齊、西端の一星は秦、其の餘の星も皆國・諸侯と爲す。微細なる者は凶。鄱萌曰く、「明らかならざること見えざるが若きなれば、天下の貴人に其の主を謀る者有り、三年を出でずして之を發す。」と。月諸侯を犯せば、諸侯誅を受く。巫咸曰く、「五星出入すれば、卅日を期として、兵起る。」と。石氏曰く、「熒惑諸侯に守せば、諸侯に誅せらる有り。太白守せば、兵・官亂る。」と。『晉志』に曰く、「太白五諸侯を犯せば、諸侯に誅せらる有り。」と。

09④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第九言部

諸、至餘反。

※廣韻は、諸・舒・餘、俱に上平九魚。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十七矢部

侯、胡溝反。

(三) 『三家簿讀』

五諸侯、五星、在東井北、近北河。〈五諸侯五星、主議疑。〉

『天文要錄』石内宮占四十一、五諸侯四十二

石申曰、「五諸侯、五星、在東井、近北河。……爲土官也。」

『開元占經』卷六十六、石氏中官、五諸侯占四十

石氏曰、「五諸侯、五星。在東井北、近北河。〈西星、入井二度、去極五十七度、在黃道內三度少〉。」……巫咸曰、「五諸侯士官。」

（四）『晉書』卷十一、天文志上、中宮

五諸侯五星，在東井北。主刺舉、戒不虞。又曰、理陰陽、察得失。亦曰、主帝心。一曰、帝師、二曰帝友、三曰三公、四曰博士、五曰太史、

此五者常爲帝定疑議。星明大潤澤，則天下大治。芒角，則禍在中。

（五）『天文要錄』石内宮占四十一、五諸侯四十二

主五諸侯天子之刺輿。……東端一星齊也。西端一星秦也。其餘星皆爲諸國。故明大潤澤者吉、微細不明者凶。……。郗萌曰、「五諸侯微細者、天下大凶。」

『開元占經』卷六十六、石氏中官、五諸侯占四十

石氏曰、「五諸侯、五星。在北戌之南、東西列。東端第一星齊也、西端一星秦也。其餘星皆爲諸國。」『春秋緯元命包』曰、「五諸侯主刺舉、戒不虞。」……石氏曰、「五諸侯、星明大潤澤、大小齊同者、吉。諸侯忠良、王道大興。細微者凶。」

（六）『天文要錄』石内宮占四十一、五諸侯四十二（上引郗萌曰の下文）

郗萌曰、「五諸侯微細者、天下大凶。君臣及百姓不和、萬物不成。若不見者、天下貴人有謀其主者、不出三年而發。」

『開元占經』卷六十六、石氏中官、五諸侯占四十

郗萌曰、「五諸侯星、當明、即天下大治安昌。不明若不見者、天下之貴人有謀其主者、不出三年而發。」

（七）『天文要錄』石内宮占四十一、五諸侯四十二

石申曰、「月犯五諸侯、諸侯誅。」

『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

石氏曰、「月犯五諸侯、諸侯誅。」

（八）『開元占經』卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯五諸侯三十九

巫咸曰、「歲星入五諸侯、伺其出日而數之、皆二十日兵發。」

同卷三十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官、熒惑犯五諸侯三十八

巫咸曰、「熒惑入五諸侯、伺其出日而數之、皆二十日兵發。」

同卷四十三、填星占六、填星犯石氏中官、填星犯五諸侯三十八

巫咸曰、「填星入五諸侯、伺其出日而數之、二十日兵發。」

同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯五諸侯四十

巫咸曰、「太白犯五諸侯、有兵起、大將出。若大臣有誅。若有戮死。如入五諸侯、伺其出日而數之期二十日、兵發。」

同卷五十八、辰星占六、辰星犯石氏中官、辰星犯五諸侯三十八

巫咸曰、「辰星入五諸侯、伺其出之日而數之二十日、兵起發。」

(九) 『天文要錄』石內宮占四十一、五諸侯四十二

郗萌曰、「熒惑守諸侯、諸侯有奪地斬死者。」

『開元占經』卷二十五、熒惑占六、熒惑犯石氏中官上、熒惑犯五諸侯四十

郗萌曰、「熒惑守五諸侯、諸侯有奪地斬死者。」石氏曰、「熒惑犯五諸侯、若守之、兵大起、將士出、諸侯有憂。若有兵死者。期三年。」

郗萌曰、「熒惑中犯・乘・守五諸侯、爲所中犯・乘・守者誅。若有殃、期三年、兵發。」

同卷五十一、太白占七、太白犯石氏中官、太白犯五諸侯四十

(十) 『晉書』卷十三、天文志下、月五星犯列舍

(安帝) 元興元年三月戊子、太白犯五諸侯、因晝見。占曰、「諸侯有誅。」……。(義熙六年二月己亥) 太白犯五諸侯。占曰、「諸侯有誅。」

10①

積水(子亦反入戸祭反上) 石氏曰「一星在北河西北入井十三度去極五十五度在黃道內十二度之□□□□□積水給酒旗給天稷也水官也□□晋志曰所以供酒食之正也辰星守為旱□□巫咸曰熒惑守大水名水出之入之水兵大臣誅也

10②積水(子亦反、入戸癸反、上) 石氏曰、「一星。在北河西北。入井十三度、去極五十五度、在黃道內十二度太。」「積水給酒旗、給天稷也、水官也。」

●「酒旗」「天稷」は星名と解した。

10③積水(子亦の反、入戸癸の反、上) 石氏曰く、「一星。北河の西北に在り。井に入ること十三度、極を去ること五十五度、黃道の内に在ること十二度太。」と。「積水は酒旗に給し、天稷に給するなり、水官なり。」と。『晉志』に曰く、「酒食の正しきを供する所以なり。辰星守せば、旱と爲す。」と。巫咸曰く、「熒惑守せば、大水あり、名水出づ。之に出入せば水・兵あり、大臣誅せらるるなり。」と。

10④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十五禾部

積、子亦反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十九水部

水、戸癸反。

(三) 『三家簿讀』

積水、一星。在北河西北。一曰、積薪東北。〈積水一星、主酒祿旗。〉

『天文要錄』石內宮占四十一、積水四十三

魏石申曰、「積水、一星，在北河西北。……」

『開元占經』卷六十六、石氏中官、積水星占四十一

石氏曰、「積水、一星。在北河西星北、入井十三度、去極五十五度、在黃道內十二度太。」

（四）『天文要錄』石內宮占四十一、積水四十三

魏石申曰、「積水、一星、在北河西北。一曰、積薪東北。積水主給酒旗也。一名積酒。一名供酒。主水滿官也。……」

『開元占經』卷六十六、石氏中官、積水星占四十一

〔黃帝占〕曰、「積水、一星。給酒旗。積水者甘泉也。擬於醪釀、以待賓客。其星欲明、天下安、饗謹之禮行。其星不明、人主不安、五穀不登、

饗謹禮廢、徭役殷煩、人民憂。」

石氏『讚』曰、「積水星、給酒旗。」

（五）『晉書』卷十一、天文志上、中宮

積水、一星。在北河西北。水河也、所以供酒食之正也。

『天文要錄』石內宮占四十一、積水四十三

『東晉紀』曰、「辰星守留積水、天下大旱、五穀半得。」

『開元占經』卷五十八、辰星占六、辰星犯石氏中官、辰星犯積水三十九

石氏曰、「辰星守積水、旱。」

（六）『天文要錄』石內宮占四十一、積水四十三

甘氏曰、「熒惑入積水、水・兵起、大臣誅。若守、大水、國壞、五穀不登。」

『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、熒惑犯積水四十一

巫咸曰、「熒惑入積水、大臣誅。熒惑守積水、有大名水出。出入、定有水・兵。」